



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

税理士の妻への青色事業専従者給与の適正額

～税理士資格を持たない妻の労務の性質及び提供の程度～

税理士が、無資格の妻に対して支給した青色事業専従者給与の金額について、その労務の性質及び提供の程度は、他の使用人と比べて大きく異なるものではないことから、他の使用人が支払を受ける給与の状況に基づき計算した金額と、類似同業者の青色事業専従者が支払を受ける給与の状況に基づき計算した金額の、いずれか高い金額を超える部分の金額は労務の対価として相当でないと判断した判決が公表されました（平成21年6月3日判決（棄却）TAINSコード J77-2-04）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

この事件は、税理士甲が、その妻乙を青色事業専従者として、事業所得の金額の計算上必要経費に算入した青色事業専従者給与の金額について、原処分庁が、税理士資格を持たない乙の労務の対価として相当であると認められる金額を超える部分の金額は必要経費に算入できないとして更正処分等を行ったのに対し、甲が、この青色事業専従者給与の金額は乙の労務の対価として相当であるとして、この処分の全部の取消しを求めたという事案です。

2 納税者の主張

妻乙は、専門的な知識を要するため使用人では対応できない医療法人・学校法人等を担当し、また、会計業務の責任者として、使用人が作成した会計帳簿の内容を最終的に検討して完成させ、税務書類の作成に関する事務も行っている。甲の事業所得の申告のための会計帳簿の作成及び決算手続に関する事務、使用人に対する給与の支払及び社会保険手続等の労務管理は、専ら妻乙が行っており、妻は、使用人に比して、従事した時間が長く、休日出勤の日数も多い。本件青色事業専従者給与の額は、妻の労務の性質及びその提供の程度に照らして、その全額が労務の対価として相当である。

3 審判所の判断

税理士甲は、その妻乙を青色事業専従者として、事業所得の金額の計算上必要経費に算入した専従者給与の金額について、その労務の性質及びその提供の程度に照らし、全額が労務の対価として相当である旨主張するが、乙の労務の性質については、甲の事業に従事する他の使用人のそれと比べて大きく異なるものではない。

また、乙の労務の提供の程度については、甲の事業に従事した時間が最も長い使用人丁の約1.21倍程度であったものと認められることから、乙の労務の提供の程度を考慮し、甲の事業に従事する他の使用人が支払を受ける給与の状況に基づき計算した金額と、類似同業者の青色事業専従者が支払を受ける給与の状況に基づき計算した金額の、いずれか高い金額を請求人の妻の適正給与額とするのが相当である。

そうすると、使用人丁が支払を受けた給与の金額に基づき算定した金額は、類似同業者の青色事業専従者が支払を受けた給与の平均額よりも高い金額となるので、使用人丁が支払を受けた給与の金額に基づき算定した金額が、乙の適正給与額となる。したがって、本件専従者給与の金額のうち、適正給与額を上回る部分の金額は、乙の労務の対価として相当であるとは認められない。

	青色事業専従者支給額	適正給与額	必要経費不算入額
平成16年	12,400,000	5,204,815	7,195,185
平成17年	12,800,000	5,393,575	7,406,425
平成18年	12,800,000	5,466,780	7,333,220

(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の判決例について詳細（全文・A4判15頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第199号(平成22年2月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2モリタビル/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628